

中川村都市公園施設長寿命化計画

平成27年3月

長野県上伊那郡中川村役場

1. 都市公園整備状況

(平成 26 年 12 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
9	51.26ha	100.49 m ²

2. 計画期間 [平成 27 年度～平成 36 年度 (10 箇年)]

3. 計画対象公園

① 種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
2		1				4				2		9

② 選定理由

管理対象都市公園は、「都市公園法第 2 条に基づく都市公園（公園又は緑地）」と「中川村が管理している、その他の公園・緑地」と設定する。

4. 計画対象公園施設

① 対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
102	19	130	16	6	10	44

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
279	0	1	607

② これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、建設水道課・振興課により維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。

遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する基準 JPFA-S : 2008」に基づき毎年 1 回の定期点検を実施している。

この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

③ 選定理由

本村の都市公園は設置から 30 年以上経過した公園は 1 割程度と少なく、10 年後でも 2 割程度である。

徐々に公園施設老朽化が進む中で、「安全で快適な利用」という都市公園本来の機能を持続的に確保していく必要がある。

今後、財政的な制約からメリハリをつけたストックマネジメントを導入する予定だが、本計画については利用者から施設の補修、もしくは更新の要望が出ているため、管理対象公園のうち、9 都市公園を計画対象公園とする。

計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

なお、本村では、公園施設長寿命化計画を平成 26 年度の 1 ヶ年で策定し、内容は次のとおりである。

	内容
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 予備調査の実施・ 遊具の安全点検の実施と健全度・緊急度判定の実施・ 一般施設、建築物、土木構造物、設備等の健全度調査の実施及び健全度・緊急度判定の実施・ 全ての公園施設を対象とした公園施設長寿命化計画の策定

5. 健全度を把握するための健全度調査結果の概要

点検調査は、平成 26 年 10 月から平成 27 年 3 月までの期間に実施した。

1. 一般施設、土木構造物、建築物

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。

健全度調査は遊具を除く 607 施設のうち予防保全型管理の候補とした 12 施設について実施した。

- a. 一般施設 (12) : A 判定 : 6 施設、B 判定 4 施設、C 判定 : 1 施設、D 判定 : 1 施設
- c. 土木構造物 (0)
- d. 建築物 (0)

2. 遊具等

公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。

遊具に関しては毎年の点検と修繕等により状態の悪い施設は減少傾向にある。

- b. 遊具等 (16) : A 判定 : 1 施設、B 判定 : 11 施設、
C 判定 : 1 施設、D 判定 : 3 施設

3. 各種設備

法令等で点検が必要な施設について、点検を実施したが異常は確認されなかった。

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要(公園施設の健全度に関する全般的状況)を記述

6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検は、公園建設部・都市計画課により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

清掃等は、建設水道課・振興課によるもののほか、地域住民や各種団体等によるアダプトプログラムの活用を推進する。

a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等

- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具等

- ・日常点検及び年 1 回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

e. その他設備等

- ・法で定める年 1 回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検毎の点検実施体制、点検方法等の基本的な方針を記述

7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・出来るだけ健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・事・予の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

b. 遊具等、e. その他設備等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

d. 建築物等

- ・100㎡を超える特殊建築物は法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として活用する。また、中川村で定める建築物の補修、もしくは更新計画に従い長寿命化対策を実施する。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

3. 植栽の扱い

- ・各公園の植栽の特色等を踏まえ、植栽に係る管理目標を設定する。
- ・おおまかな植栽機能ごとに植栽地を分類し、分類ごとに管理目標、管理方法・頻度・費用等を設定する。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間のライフサイクルコスト縮減額は123千円である。

備考) ライフサイクルコストの縮減額等を記述